**団体代表理事に関する細則**

特定非営利活動法人　千葉市音楽協会（以下、本会と称する）の、団体代表理事に関する細則を定める。

第1条（目的）

　　本会の円滑な活動を行うために団体代表理事を任命し、その基本的なあり方を定める。

第2条（名称）

　　本会の理事と区別するために、『団体代表理事』と称する。

　　略称として、『団体理事』と称することができる。

第3条（責任）

　　団体代表理事は、本会定款第13条の理事と異なり、本会の代表者になり得ない。

第4条（選出）

　　団体代表理事は、本会の団体会員より選出する。

第5条（基準）

　　本会の団体会員として、おおむね、5年を経過した団体より、選出する。

　　団体代表理事就任の実績がある場合は、直前の任期終了後5年程度を経過した団体を

対象とする。

第6条（手段）

　　本会事務局より、候補の団体をリストアップし、会長が当該団体に依頼する。

　　引き受けた団体については、理事会の承認を持って、決定する。

第7条（定員）

　　団体代表理事の定員は、2名以上10名以下とする。

第8条（任期）

　　団体代表理事の任期は、2年とする。

　　原則として、団体代表理事としての連続での再任は認めない。

第9条（権限）

　　団体代表理事は、理事会に出席し、意見を述べることが出来る。

第10条（解任）

　　団体代表理事の解任は、本会定款第18条に準じる。

第11条（改訂）

　　本細則の改訂は、理事または事務局の発議により、理事会の承認を持ってできる。

制定　　　：　2017（平成29）年8月23日

改訂記録　：　2021（令和3）年3月25日